

国立大学法人東京医科歯科大学研究推進協議会規則

〔平成20年5月22日〕
規則第14号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第14条第2項の規定に基づき、研究推進協議会（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1名
- (2) 学長が指名する副学長 若干名
- (3) 学長が指名する副理事 若干名
- (4) 学長が指名する者

2 前項第4号の委員は、学長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第1項第4号の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

3 前条第1項第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 本学の研究の実施に関する事項及び学長から指示のあった事項を審議する。

（議長）

第5条 会議に、議長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第6条 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（議事）

第7条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、統合研究機構事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年5月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年4月1日規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年11月15日規則第106号)

この規則は、平成25年11月15日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則 (平成26年5月21日規則第39号)

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。